

「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅促進業務委託仕様書

1 委託する業務名

「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅促進業務委託

2 業務の趣旨・目的

富山県は、「ウェルビーイング」の向上を政策の柱に掲げ、一人ひとりが、誇りと愛着を持つことができ、多様な人材が集う「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地域、富山～」を目指している。この取組みのひとつとして、標高約 3,000m の立山連峰から水深約 1,000m の富山湾に至る高低差 4,000m の地形がもたらす食材の恵みを体感できる「寿司」をきっかけに、国内外に富山ファンを増やすプロジェクトを推進している。

令和 6 年度に実施した「SUSHI collection TOYAMA」における「富山県の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによってはぐくまれた「富山の寿司」を楽しみ、その食文化に触れる」という考え方をレガシーとし、一般旅行客に対し、「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅行という新たな旅の楽しみ方を訴求し、本県の認知度向上、観光消費額の増を図る。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 25 日（火）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地 域	首都圏、関西圏、中京圏
年 代	30代～50代
価 値 観	・年に複数回旅行へ行っている。 ・旅行先を選ぶ際の決め手が「グルメ（食）」である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ものごとの文化・歴史的な背景やストーリーにも興味・関心がある。
訴求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅行の楽しみ方

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none"> ・「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山県への旅行に関心を持ち、本事業で作成するランディングページに訪れる ・ランディングページで紹介する体験プランや宿泊プラン等の販売ページへ遷移し、実際の予約につなげる
------	--

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 目標値 (K P I) の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) 「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅を訴求するモデルコースの設定

①県内の既存の着地型旅行商品の整理

- ・既存の着地型旅行商品のうち「「寿司」の「美味しさ」をひも解く」旅を体感することができる商品を調査し、整理する。
- ・上記着地型旅行商品のうち、インバウンド向けの販売流通や現地受け入れ体制等の現状を調査し、「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅に適したインバウンドターゲット層の傾向等を分析するものとする。

②新たな着地型旅行商品の造成

- ・「[寿司]の「美味しさ」をひも解く」旅を体感することができる商品を事業者と連携し、合計1商品以上造成すること

- ・宿泊施設において宿泊とセットにした宿泊プランとして販売しやすいものとする。

- ・上記新規造成着地型旅行商品のうち、インバウンド向けの販売流通や現地受け入れ体制等の現状を調査し、「[寿司]の「美味しさ」をひも解く富山旅に適したインバウンドターゲット層の傾向等を分析するものとする。

③県内宿泊施設において、着地型旅行商品等と組み合わせ、「[寿司]の「美味しさ」をひも解く」ことができる宿泊プラン造成の支援（10プラン以上）

- ・上記宿泊プランのうち、インバウンド向けの販売流通や現地受け入れ体制等の現状を調査し、「[寿司]の「美味しさ」をひも解く富山旅に適したインバウンドターゲット層の傾向等を分析するものとする。

(4)「[寿司]の「美味しさ」をひも解く」旅を訴求するランディングページや付随するコンテンツページの作成

①ランディングページや付随するコンテンツページについては、富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」の「特集」フォーマットを使用することを想定し、作成すること (<https://www.info-toyama.com/stories>)

②企画提案、取材、原稿作成、入稿（校正作業も含む）及びこれらに関する各種調整までを行うこと

③「とやま観光ナビ」管理画面より入稿、編集作業を行うこと（写真だけでなく段落途中に動画を加えることも可能）

④一般旅行者に対し、「[寿司]の「美味しさ」をひも解く富山旅」について、その魅力を訴求しやすい旅のキャッチコピーについても提案すること

⑤付随するコンテンツページとして、県公式サイト内の「[寿司]といえば、富山」内に紹介している「富山の[寿司]はなぜうまいか」等で説明している内容を踏まえ、旅行者に対し、「[寿司]の「美味しさ」をひも解く」ような特集ページも作成すること。
(<https://www.pref.toyama.jp/sushitoyama/contents/20240514.html>)

⑥(3)で整理・造成する体験プラン等を組み合わせ、旅行者が「[寿司]の「美味しさ」をひも解く」旅を体感できるような「モデルコース」を設定し、ランディングページ内に掲載をすること（詳細を別ページへ誘導する等紹介の仕方を工夫すること）

⑦ランディングページ内に(3)で整理・造成する体験プランや宿泊プランを紹介し、各プランへの予約導線を設けること

⑧タイトルやページ構成などSEO対策に効果的となるよう、文字や構成等を工夫すること

⑨富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」内のページ集客力がある既存コンテンツ（特集／スポット・体験／イベント等）ページから、作成するランディングページへの集客を図ることができる工夫・方法についても提案をすること

⑩ランディングページは、冬季（1～2月）の誘客に効果的な時期に公開すること（追加や更新は随時行うことが可能）

（5）受託者による広告運用計画の作成

- ・次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

（ア）本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

（イ）事業期間を通じた広告の運用方針 カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Instagram、新聞等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記C）の経緯配分のバランス方針
- E) 各広告（上記C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール

（ウ）情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針

（エ）広告効果の検証及び運用の見直し方法

（オ）目標設定（前述（2）参照）

（カ）その他必要な事項

（6）情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること。

（7）広告の運用管理

- ・広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・広告期間は協議のうえ、決定することとする。

- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。なお、全体事業費のうち25%以上は、広告媒体原価とすること。
- ・本委託事業の広告運用により、メディアやSNSに関係記事や投稿が掲載された際の露出成果や認知効果については、広告費に換算して県に報告すること。

(8) 効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を会議等により行うこと。なお、広告期間中のランディングページで紹介した商品やプランの販売実績等についても併せて調査し、報告を行うこと。
- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、MTGの場を設け、県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

5 成果物及び提出物

(1) 広告クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(2) 報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
 - (ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
 - (イ) 本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。